

福島市観光PRキャラクター「ももりん」着ぐるみ使用取扱要領

<趣 旨>

福島市観光PRキャラクター「ももりん」着ぐるみの借受として、ももりん着ぐるみ借用申請書（様式3）（以下「申請書」という。）を提出し、（社）福島市観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が認めた、福島市の地域活性化および広報宣伝活動に携わる官公団体、民間団体、教育団体、その他、地域活性化を担う団体および個人、民間企業等へ着ぐるみ貸出を行う際の使用取扱要領として定める。

<貸出機関>

着ぐるみの貸出は、原則として協会が行う。

<貸出対象>

貸出対象は、申請書を受け、協会が適当と認めた者とする。

<貸出物品>

【ももりんNo. 1】

・頭部 ・胴体 ・耳（左右） ・手袋（左右） ・靴（左右） ・蝶ネクタイ

【ももりんNo. 2・No. 3】（室内使用に限る）

・頭部 ・胴体 ・耳（左右） ・手袋（左右） ・靴（左右） ・蝶ネクタイ

<貸出方法>

1. 着ぐるみの借受を希望する者（以下「借受希望者」という。）は、申請書を協会に提出するものとする。
2. 協会は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、着ぐるみを貸し出すものとする。
3. 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として協会から着ぐるみを直接受け取り、使用後は乾燥させた後、責任をもって速やかに返却するものとする。
4. 借受者が借受けできる物品は、貸出物品に記載されている物品のみとする。
5. 特別な場合を除き、原則として協会から着ぐるみスタッフの派遣は無いものとする。

<借受料金>

借受料金は下記とする。運搬に係る経費は借受者の負担とする。

【ももりんNo. 1 ～ No. 3】

1回あたり 7,000円

<使用方法>

1. 借受者は、着ぐるみの使用趣旨に則した利用とする。
2. 借受者は、第三者に転貸しないものとする。
3. 借受者は、着ぐるみの使用取扱については、使用取扱注意項により取り扱うものとする。

<使用取扱注意>

1. 会場の気温、天候等を考慮し、着用者の水分補給や身体の冷却など、十分な暑さ対策を行うこと。
2. 原則として、雨天時の屋外での使用は控えること。
3. キャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時の声出しを慎むこと。また、公衆の面前で着脱を行わないこと。
4. 着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取り難くなるので、安全対策のため補助者をつけること。
5. 着ぐるみは柔らかい素材でできているため、極度に動きの激しい利用を避け、運送、保管、の際の置き方には十分注意すること。
6. 借受者が着ぐるみを破損した際は、現物あるいは実費をもって弁償すること。

<附則>

この要領は、平成24年3月 1日から施行する。

<附則>

この要領は、平成24年5月18日から施行する。

<附則>

この要領は、平成24年5月25日から施行する。